



Title	カントの幸福概念：構想力と判断力を手がかりに
Author(s)	田中, 朋弘
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 1995, 29, p. 57-68
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/5907">https://hdl.handle.net/11094/5907</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# カントの幸福概念

——構想力と判断力を手がかりに——

田 中 朋 弘

## 序

『実践理性批判』の分析論において幸福 (Glückseligkeit) を目指す格律は道徳法則から厳しく峻別され、道徳法則たる資格のないものとして排除される。このことから一般にカントの実践哲学は、厳格主義や形式主義というような言葉で説明されている。しかしその反面、弁証論においてカントは、幸福を最高善の第二要素として肯定的にとらえ直していることにも注意を払う必要がある。ところがこれまで、カントの幸福という概念自体を主題的に検討する試みは積極的になされてきたとは言い難いようと思われる。分析論での記述に従えばカントは、「幸福の格律が道徳法則にはなりえない」ということを示すために幸福について語り、幸福そのものについて綿密に考察を進めているわけではないのである。そこで本稿ではまず、カントの幸福に関する論述を検討し、それによつて、幸福概念に関しては二面的性格が見て取れることを確認する。その上で、構想力と判断力という理性機能を手がかり

にそれらの性格がどのように統合されるべきかを検討することにしたい。

—

まず最初にわれわれは、『実践理性批判』の分析論における幸福概念の吟味を出発点とする。カントは分析論の冒頭で、実践理性の原則についての定義を示し、それらに関する、四つの定理を提出している（V, 21ff.）。カントはそこで、大きく分けると次の二つのことを述べようとしている。まず第一は、一切の実質的、経験的原理は、それが意志規定に際して根拠にされる場合には、実践的法則にはなりえないということ、また第一は、実践的法則とは格律の実質ではなく、形式のみに関して意志規定の根拠が含まれる原理であり、意志の自律がまさにその原理であって、一切の意志の他律は道徳法則とその義務に反するものだとこうしたことである。

さてわれわれはここで特に、幸福について述べられる次の説明に注意を払いたい。

といふで理性的存在者が、自分の現存在に不斷に伴なつてゐる生の快適を意識しているなら、この意識が、幸福である。そしてこのような幸福を意志の最高の規定根拠とする原理が、自愛の原理である。（V, 22）

カントはここで幸福を、理性的存在者の「現存在に不斷に伴う生の快適の意識」と表現している。そしてこの説明は確かに、われわれが通常幸福を感じる際の感性的状況にもある意味では適合しているようと思われる。しかし、この生の快適の「意識」が、そのまま「幸福」と同一視される点には疑問が残る。むしろこのような意識は、幸福そのものというよりは、幸福に随伴するものなのではないか。<sup>(2)</sup>

他方カントは幸福を次のようにも規定している。

実際、幸福という概念は、対象と欲求能力との実践的関係に対しても、どうどうの関係の根底に置かれる。しかし、この概念はそもそも主観的な規定根拠の単なる一般的標題にすぎないのであって、何も特殊的には規定しないのである。(V, 25)

（）では幸福は、「主観的な規定根拠一般につけられた単なる標題」と表現され、「快適の意識」と同一視された幸福とは明らかに異なる意味内容を持つて居る。つまり、「快適の意識」（）は、（）で言われる「主観的な規定根拠」の一つであり、幸福とはその総体的名称にすぎないと云ふことなのである。

以上二つの見方から分かるように、カントは幸福について記述する際に二通りの説明を与えて居る。つまり一方は、幸福に伴う感性的側面を強調し、幸福は快の意識とただちに同一であるかのように考へる解釈である。このようないい見方は、「幸福とはわれわれの一切の傾向性を満足させる」とある。（A806/B834）と、もう『純粹理性批判』での記述にも見て取れる事ができる。そして他方は、幸福をそれらの感情の単なる総体的名称とみなす解釈である。このようないい見方は、「すべての人間は既に自ずと、幸福へのもともと強く奥深い傾向性を持つが、それはまたにこの幸福という理念において一切の傾向性が一つの総体へと合一して居るからである。」（IV, 399）と、もう『道德形而上学の基礎づけ』での記述からも見て取れる事ができる。ここでは幸福は、傾向性の総体としての一つの「理念」であると説明されている。そしてこの理念は、その要素が全て経験的であるにもかかわらず、一つの絶対的な全体を必要とするので、明確な概念にはなりえない」とも指摘される。（V, 418）。

では、このような二つの見方を統一的に解釈する道はないものだろうか。残念ながらカント自身は、この点について意識的に議論を展開することはない。したがって今やわれわれは、断片的に残された手がかりから自分で進むべき方向を定めなければならない。

さてそこでわれわれはまず、次の点を最初の手がかりとしたい。カントは、個人に厳密に幸福を命じる命法を不可能であると考え、その理由に「幸福は理性の理想ではなく、構想力 (Einführungskraft) の理想」 (IV, 418) であるからと述べる。この短い叙述には、現在のわれわれの議論にとって意義のある指摘がなされているように思われる。つまり、構想力の持つ、感性と理性との架橋としての性格が、「幸福が持つ二面的性格」を解説するのに大きな役割を果たすのではないかと思われるのである。

## II

さてカントは構想力を、「感性的経験を総合して悟性に媒介する能力」あることは「対象をそれが現存していないか否か直観において表象する能力」と説明し、これを「産出的構想力」 (produktive Einführungskraft) と「再生的構想力」 (reproduktive Einführungskraft) に分けている (B151ff.)。そして幸福に関しては、個別的知覚体験を総括するという働きを持つ再生的構想力、つまり、それらの総合という点では全く自發的であることから、産出的構想力の働きが検討されるべきである。

では、幸福が理性の理想ではなく、構想力の理想であるといふことは何を意味しているのであらうか。カントはまず、理念 (理性概念) による認識を「あらゆる経験的な認識がその一部を成すにすゝめ」 (A311/B367)、しかも

「かかる現実的経験も決してそれに完全に到達するのではないが、しかし、常にそれに属するような認識」(ibid.)と説明する。そこでカントは、純粹悟性概念によつて理解(verständen)するといふ、理念によつて把握(begreifen)するといふを区別するよつて指摘する。つまり、共に概念を基礎に置いているが、純粹悟性概念による理解はその対象を可能的な(あるいはア・プリオリな)経験のうちに持つ、理念による把握はそれを可能的な経験のうちに持たないところが両者の違いである。そしてそのような理念によつてのみ限定される個体的な個物としての理念が理想(Ideal)と称される。それは、「常に限定された概念に基づき、遵守するためにせよ、評価するためには、規則としてまた原型として用いられなければならない」(ibid.)理念である。われわれは、カントが理性の理想の説明に続けて、構想力の理想について加える説明に特に注目したい。

構想力の所産に関しては事情は全く異なるが、これに関してはどんな人も説明できず、理解可能な概念を与えることなどできない。それないわば略図(Monogrammen)であつて、示されうるいかなる規則によつても規定されない個別の輪郭にすぎず、ある一定の形象をなすところよりは、いわば様々な経験の中間に漂う素描をなす。(A570/B598)

カントなりの、いわば構想力の理想を更に、「本来の意味で言うのではない」と注釈を加えながらも、「感性の理想」(ibid.)と改めて言い換えている。つまり、構想力の理想は、一方では理性の理想と同様に可能的な経験的直観の到達できない模範ではあるが、しかし他方ではそれとは異なつていて、いかなる規則も与えないからである。

以上のような構想力の理想についての検討から、なぜわれわれが幸福を「理解する」ことができないかが明らか

になる。(つまり) 幸福は構想力の理想であるがゆえに、素材は経験のうちに求められるが、そこから創り出される幸福という理想そのものは経験のうちに明確な対象を持たない。そして構想力の理想は、規則を与える能力を持たないので、それは、略図や素描という程度のものでしかなく、せいぜい「把握」されるにすぎないことになる。

さて、われわれはここまでに、幸福概念を構想力を手がかりに検討した。しかしここで検討されたのは、先に見た幸福が持つ二面的性格の一方(つまり、「快の総体的名称」)であるにすぎない。そのような性格に加えて、「生の快適の意識」という性格についても検討されるべきである。そしてそれによつて、このよつた感情が幸福と同一視可能かどうかを吟味しなければならない。

### II

さて、われわれが自らを幸福と判断する場合、その判断には快適の意識が伴う。しかし他方では、単なる感性的な快が、必ずしもわれわれの幸福感を満たさないこともある(これが経験的事実として認められる)。そしてそなから、幸福は何らかの判断基準にしたがつて判定されており、快の感情と直ちに同一視はできないかと、こうことが推測される。

そこでわれわれは、『判断力批判』の美学的判断力(*ästhetische Urteilskraft*)の分析論で、趣味判断においては、産出的構想力が想定される(V, 240)と考えられてゐることに着目し、『判断力批判』の内に幸福の判断を解釈する手引きを求めるにこだわる。しかしでもカントは幸福を中心的に論じないとはないが、幸福の判断は快・不快の感情を伴う反省的判断であるという点に關して、美しいものに關する判断と類縁性を有すると考えられる。

カントは判断力を、「一般に、特殊なものを普遍的なものに含まれたものとして考える能力」(V, 179) へ規定する。そして、普遍的なもの（規則、原理、法則）が与えられていて、特殊なものをその普遍的なものの下に包括する判断を規定的 (bestimmend) 判断と称し、単に特殊なものだけが与えられており、その特殊なものに対する判断力が普遍的なものを見出すべき場合の判断を反省的 (reflectirend) 判断と称している (ibid.)。

ヒューリックの判断に関しては、与えられた個別の経験的意識がひとつの総体としての幸福のところ、普遍者を求める判断になるといふから、反省的判断の働きが考えられる。例えば、論理的判断は、概念からの認識を構成する判断、つまり規定的判断力による判断 (Urteil) であるが、趣味に関する判断は、反省的判断力による判断 (Beurteil) である。

さて、『判断力批判』において趣味は、美に関する趣味と感性的な快・不快に関する趣味とに分けられている。(V, 214)。やねらは共に、特殊者からそれを包摂する普遍者を導き出す原理を追求すべきものであり、その妥当性はわれわれにとって本来主観的なものにしかすぎない。そしてまたに幸福についての判定も、これらと同じようにその判断に快を伴い、特殊者から普遍者を求めるところの点で、趣味に関する反省的判断であると解釈できる。しかしカントは、美に関する趣味については、ある種の普遍性を見て取っている。つまり美の判定は、論理的判断のよう万人に対して普遍的に適用する (allgemeingültig) のではないが、妥当すべき判断だと言うのである。カントはこれを一般妥当的 (gemeingültig) 判断と称す (ibid.)。つまり美に関する趣味判断は、万人に対して普遍的の同意をあえて要求する判断である。

以下に美学的判断が一般的妥当性を要求する所以を、カントの言葉で確認しておこう。としよべ。

ある対象の（感覚としてのその対象の表象の実質でなく）形式が、それに対する単なる反省において（対象から獲得されるべき概念を顧慮することなく）、そのような客体についての快の根拠として判定されるならば、この快はまた、この客体の表象と必然的に結合したもののとして判断され、したがって単にその形式を把握する主観に対してのみならず、あらゆる判断者一般に対しても判断される。このとき対象は美しいと言われ、そのような快によって（したがってまた普遍妥当的に）判断する能力は趣味と呼ばれる。（V, 190）

つまり、われわれがある対象を美しいと判定する場合には、快の感情は対象の実質ではなく形式に直接に結び付いており、それは概念からではなく、反省による知覚によって生み出されるということである。カントはそのような結合を合目的的と称するが、この判断は、この対象の表象様式の形式的合目的性を美学的判断の認識根拠とし、それは形式的であるがゆえに、一般的妥当性を要求されるべきものだと主張する。<sup>(3)</sup>

以上趣味判断は二つの種類に分けられる。そのいずれも主観的判断という点では同じ趣味の判断に属するが、前者は対象の実質に対する意図を持ち、後者は対象の実質に対する意図を持たない（V, 204ff.）。つまり、前者は対象の実質に対する反省からの、後者は対象の形式にたいする反省からの判断だとこういふのである。具体的には、前者は快適についての趣味であり、後者は美しいものについての趣味だといふことになる。カントはいわゆる二つの趣味を区別し、「感官的趣味」（Sinnen-Geschmack）と「反省的趣味」（Reflexions-Geschmack）と称する（V, 214）。反省の対象という観点から言ひ換えれば、前者についての判断を「実質的美学的判断」（materiale ästhetische Urteile）と、後者についての判断を「形式的美学的判断」（formale ästhetische Urteile）（V, 223）と

いかん」ことができる。したがって、いわゆる美しいものに関する趣味とは「反省的趣味」であり、その判断は「形式的美学的判断」だべくならぬ。そしてカントはいのような判断だけが、本来の趣味判断 (eigentliche Geschmacksurteile) へ及ぶ。<sup>(4)</sup> われわれが今考察の対象とする幸福についての判断とは、おおむね問題となつてゐる「感官的趣味」の判断であり、「実質的美学的判断」に属すると言えるだらう。このことは、単なる感性的な快・不快に関する趣味が「感官的趣味」であり、対象の実質に关心を持つ「実質的美学的判断」であるのと同様である。このような判断は一般的妥当性をもつたことができない。そして幸福に関する判断の場合、対象の実質に关心を持ったとしても、それは單なる略図や素描としてしか把握できない、全く主観的な判断でしかありえないといふ点でもこの解釈に適つてゐる。

## 四

わざとらしく新たに確認されたのは以下の点である。

まず、幸福は產出的構想力の理想であり、それは個別的な知覚経験をその材料にするとはいへ、理性の理想とは異つて、悟性による概念に依存しないがゆえに、経験のうちに漂える略図にしかすぎないものである。われわれ人間は、その自然的本性によつて幸福を求めるように仕組まれてゐるにもかかわらず、不幸なことに当の幸福について明確な概念を作ることはできない。われわれに許されてゐるのは素描された幸福をせいぜい「把握する」ことにあるまい。

われわれは個別の経験を判定するため、反省的判断力の働く場において、自由な構想力の働きである幸福の理

想を求める。したがつて、幸福そのものは單なる理念にすぎない。これが二面的な性格のうちの一方である。他方幸福の判断は趣味判断の一種であり、快の感情を伴うという感性的側面を持つ。これが別のもう一方の性格である。そしてこののような判断は、個別的経験の実質に關係する判断であるがゆえに、純粹に美学的な判断のように一般的妥当性を要求できず、あくまでも主観的な判断に止まるしかない判断なのである。だから幸福の判断は、感官的趣味に関する判断、あるいは実質的美学的判断と称されることになるだろう。

最後に、以上のように解釈された幸福概念は、最高善との関連においてどのように考えられるべきであろうか。確かに、われわれが本稿において確認した事柄は、『実践理性批判』分析論でのカントの論述（幸福の格律が道徳法則にはなりえないといふこと）を補強するかもしれないが、逆に、弁証論で再評価されるべき幸福にとっては不利な材料を提出しているように思われるかもしれない。しかし、この問題に関しては別の詳細な吟味を必要とすると考えられ、本稿で検討すべき問題の範囲を既に越えてしまつてゐる。とはいえ、このことを承知の上で敢えて、この問題に関する検討課題を示しておくとすれば、以下のようになるだろう。

カントは、幸福がわれわれ人間に備わった感性的な本性であることを認めてゐる。つまりわれわれは本性上、幸福追求への欲求を持つといふことである。このような幸福は、「自然的幸福」(physische Glückseligkeit) (M, 67) と言ひ換えてても良い。しかし幸福を目指す格律は、本稿でも検討したように、客観的な妥当性を持つことなどない。だからわれわれに残されるのは、道徳法則を遵守するなどを条件とした上に、それに応じた幸福に与かれる希望を持つという道しかないこととなる。このような幸福は「道徳的幸福」(moralische Glückseligkeit) (ibid.) といい換えられるだらう。ふつて、この自然的幸福と道徳的幸福の關係について検討するなどが次の課題になら。

カントの著作からの引用は、『純粹理性批判』に関しては、慣例にしたがつて第一版をA版、第二版をB版として各々の頁を示す。その他の著作に関しては、アカデミー版著作集の巻数と頁数を示す。

(1) カントの幸福概念が曖昧であることを指摘する論者も確かに存在する。小倉志祥、『カントの倫理思想』、(東京大学出版会)一九七一、四二九頁以下。しかしそれを詳細に検討している論者はそら多いとは言えない。本稿とアプローチの仕方は異なるが、以下の論文は特に重要なと思われる。渋谷治美、「カントの幸福批判論」、『唯物論研究』第五号(汐文社)一九八一、一一九頁—一三三頁。牧野英二、「カントにおける道徳と幸福」、『講座ドイツ観念論』第二卷(弘文堂)一九九〇、二九五頁—三三八頁。

(2) 厳密に言えば、幸福の判断に随伴すると考えられる。本稿では、幸福の判断が美学的判断の一種だということを示したが、反省的判断と快・不快の感情との関係を更に詳細に検討する必要を感じる。また道徳的感情に関しては同様である。これらの点に関しては、別稿での課題としたい。

(3) このような美しいものに関する判断が普遍的妥当性を要求しうる前提として、共通感官論が展開されるのはよく知られているが、紙幅の関係上この理念の検討には立ち入らない。ここでは美しいものに関する判断が、論理的判断のように客観的に妥当する判断ではありえないこと、さらに、快適なものに関する判断は、対象の実質に関心を持つがゆえに、より一層客観的妥当性から遠ざかっている(「一般妥当的ですらない」)ことを確認することで、われわれの問題を検討するためには十分だと考える。

(4) 『判断力批判』におけるカントの論述では、「趣味判断」と「美学的判断」が共に、表象を構想力によって主觀と直接に関係させることによつて快・不快の感情を伴う反省的判断であると考える点において、同じ判断作用を表すものとして用いられていると解釈する。ただしカントは、美に関する分析論の冒頭では、「美しいものについての判断」にのみ問題を局限しているが、第八節以降では、これらの判断の対象を「快適なもの」と「美しいもの」に拡張することに注意を払う必要がある。この区別に関しては、「趣味判断」という語が「美しいもの」に関してよりも、「快適なもの」に関して使用されているという見方もある。これに関しては、以下の文献を参照していただきたい。U.

Thurnheir, *Die Ästhetik der Existenz*, Tübingen und Basel, 1994, S. 91. C. Fricke, *Kant's Theorie des reinen Geschmacksurteils*, Berlin/New York, 1990, S. 7.

以上の点の検討に關しては、関西倫理学会の口頭発表（大阪薬科大学、一九九三）の際、八幡英幸氏（京都大学）による指摘をいただいたゞに負ふべくが大あ。

（註）「道徳的幸福」に關しては、注(1)の牧野論文において特に詳しへ検討がなされている。あわせて、以下の文献も幸福と最善の関係について参考となる。V. S. Wilke, *Kant on Happiness in Ethics*, New York 1994.

付記 本稿は「平成七年度文部省科学研究補助金（特別研究員奨励費）による研究成果」の一部である。

（大学院後期課程学生・日本学術振興会特別研究員）